

## 第4章 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項

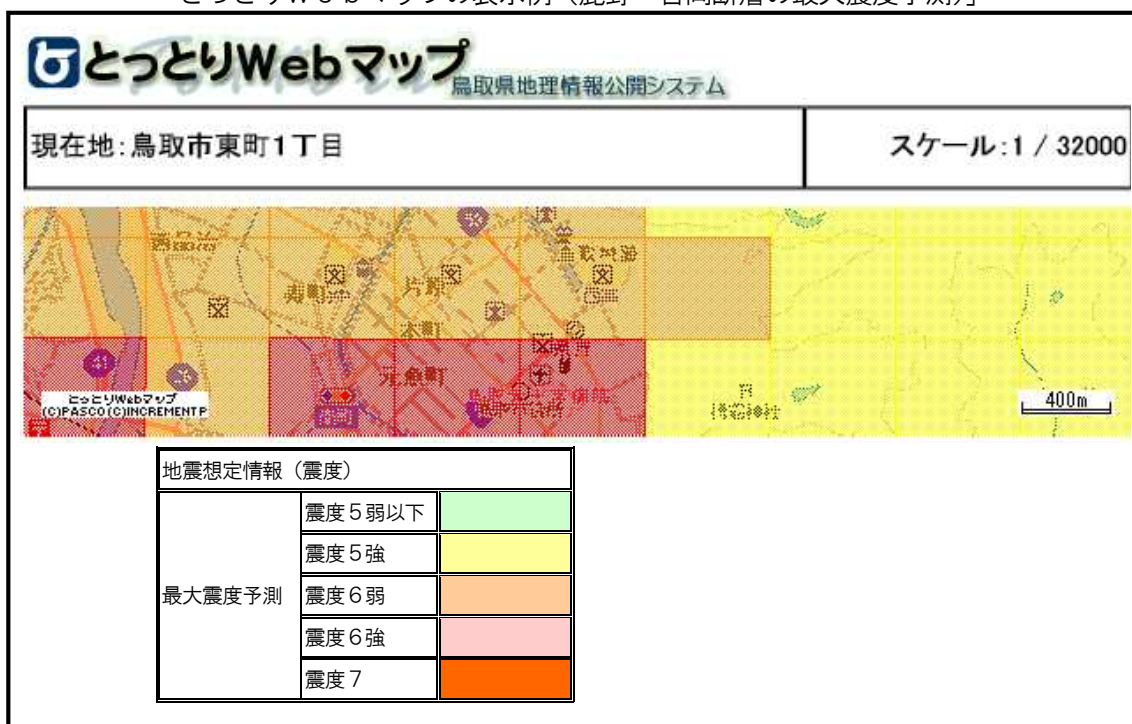
### 第1節 地震ハザードマップの作成・公表

建築物の所有者等に自分の建築物の建築された場所の地震に対する危険性を認識してもらうためにも、想定される地震における危険性を示したハザードマップの作成が必要になります。

県は、県内各地の最大震度及び液状化について「鳥取県地震防災調査研究報告書」で予測しており、500mメッシュのハザードマップを「とっとりWebマップ (<http://www2.wagama-chi-guide.com/pref-tottori/index.asp>)」で公開しています。

地域の揺れやすさ及び液状化、がけ崩れ、避難の困難さなどの地域の危険性について、個々の建物の所在地が認識可能となる程度に詳細な(50m若しくは100mメッシュ)ハザードマップが一部の市町村で作成・公開されており、今後も地域の実情に応じて市町村での作成を進めます。

「とっとりWebマップの表示例(鹿野・吉岡断層の最大震度予測)」



### 第2節 相談体制の整備及び情報提供の充実

県は、耐震診断、耐震改修に係る工法、費用、事業者情報、標準契約書、助成制度、税制の優遇措置について周知・情報提供を行います。

市町村は、住民への耐震診断、耐震改修にかかる補助事業等の周知・情報提供及び耐震改修税制に係る証明書の発行等を行います。

### 第3節 パンフレットの配布、セミナー・講習会の開催

#### 1 パンフレットの作成・配布

県は、国、他の都道府県及び建築関係団体等が認定した耐震改修工法について情報を収集し、耐震診断、耐震改修に関するパンフレットを作成して相談窓口等で配布します

#### 2 セミナー・講習会の開催

県は、建築関係団体と協力して不特定多数の者が利用する集客施設等で広域的な耐震診断、耐震改修の無料相談会を行います。

### 第4節 リフォームにあわせた耐震改修の誘導

耐震改修は、設備のリフォーム、バリアフリー化等の機会に併せて行うことが、費用面、工事中の居住性からも効果的です。

リフォームに併せた耐震改修が促進されるよう、建築物の所有者等や工事施工者を啓発し、情報提供を行います。また近年、比較的低廉な費用負担で耐震改修を実施できる工法の開発が行われ、耐震化の促進に有効であると考えられることから、これらの低コストの耐震改修工法についても普及・啓発を行います。

### 第5節 市町村と自治会、消防団、NPO等との連携

震災の被害を最小限に抑えるためには、建築物の所有者等が自らの問題として取り組む（自助）とともに、避難、消火活動の援助など地域で助け合い、まちを守る（共助）体制が重要です。

ブロック塀、擁壁、がけ等の防災点検、避難する要援護者の支援、物資保管などの対策の中心となる地域における自主防災組織の強化のため、市町村と自治会の連携による取り組みが必要です。

県は、建築関係団体と連携して、そうした取り組みに対し、技術者の派遣等、負担軽減のための支援を行います。